

立川市新学校給食共同調理場整備運営事業
入札説明書等に関する質問への回答(第2回)

令和2年12月

立川市

入札説明書に関する質問への回答

令和2年12月9日

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
1	14	第3	3			セ		入札参加者の制限	「給食配送・回収業務を実施する協力企業として本事業に参画しようとする者は、複数の入札参加者の協力企業となることができる。」と記載がございますが、給食配送・回収業務を実施する企業が、協力企業ではなく、構成企業として参画している場合、複数の入札参加者の協力企業となることはできますか。	給食配送・回収業務を実施する者が、構成企業として参加する場合は、他の入札参加者となることはできません。

事業契約書(案)に関する質問への回答

令和2年12月9日

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1		○	17	5		39	2			本施設の引渡しの方法	入札説明書等に関する質問への回答(第1回)のNo.34において、引渡しに必要な費用の詳細についてお伺いしたところ、「必要な諸手続に係る費用」とご回答頂きました。この点について、例示列举で結構ですので、条文中に具体的な費目を記載頂くか、費用が過大になる場合には協議の上、負担を決定する旨の定めを追加頂きたく存じます。	原案のとおりとします。現時点で特段の想定はありません。
2		○	17	5		43				契約不適合責任	入札説明書等に関する質問への回答(第1回)のNo.36～39において、契約不適合の有無を、事案ごとに協議して決定するとご回答頂いておりますので、この点も、条文中に反映して頂きたく存じます。	原案のとおりとします。
3		○	31	9		68	3	(6)		市による契約の終了	修正版の事業契約書(案)にて、第68条第3項第6号が追加となりましたが、違約金の考えかたは、基本協定書第12条第2項の「30/100」を「20/100」に修正したうえで、以下のとおり誤りでしょうか。 ①引渡し前の場合、「次項第1号ア及び基本協定書第12条第2項から第4項によるもの」であり、違約金は調査・設計費、建設工事費及び工事監理費の合計額(税込)の30/100相当額。 ②引渡し後の場合、「次項第2項ア及び基本協定書第12条第2項から第4項によるもの」であり、違約金は当該年度の維持管理・運営費(税込)の10/100相当額に加え、調査・設計費、建設工事費及び工事監理費の合計額(税込)の20/100相当額。	原案のとおりとします。具体的な違約金の考え方は以下のとおりです。 ①当該条項に基づく契約解除が、本施設の引渡し前になされた場合、違約金については、事業契約約款(案)第68条第4項第1号アによらず、基本協定書(案)第12条第2項から第4項によるもの(本事業に係る事業契約書(案)別紙4に規定する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の30に相当する金額)とします。 ②当該条項に基づく契約解除が、本施設の引渡し後になされた場合、違約金については、事業契約約款(案)第68条第4項第2号ア(維持管理及び運営業務の当該事業年度のサービスの対価の100分の10に相当する金額)及び基本協定書(案)第12条第2項から第4項(前述)によるものとします。 なお、基本協定書(案)における違約金の割合の修正は、第1回の質問回答にてご質問いただいた内容とは無関係の修正です。
4		○	37	12		75	1	(2)		不可抗力	「…契約関係書類又は維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書に従って本施設の維持管理及び運営業務を実施できなくなった場合、若しくはその実施に当たり過分の費用を要すると認められる場合」との記載がありますが、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)等の影響により、一時的に給食の提供ができなくなる場合、給食停止期間中の業務従事者の人件費等については、貴市にて負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	本事業に係る新型コロナウイルス感染症によるリスクについては、通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしても事業の設計・建設・維持管理・運営等に支障が生じると言える場合は、基本的に「不可抗力」によるものと考えており、新型コロナウイルス感染症により生じた影響や、その影響が長期化しうることを勘案して、事業者と誠意をもって協議を行い、柔軟かつ適切に対応します。
5		○	37	12		76	3	(2)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	『…、同一事業年度内に数回にわたる負担が必要となったときには、事業者は、当該費用のうち、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により填補されなかった費用の当該事業年度の累計額のうち、別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「②維持管理及び運営業務のサービスの対価」のうち、当該事業年度の「ウ維持管理費」及び「エ運営費」に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用を負担すること。…』との記載がありますが、数回の負担が発生する場合は、当該事業年度に発生した累積額(当該年度末までに決定した政府による支援等による填補分を除く)の1%相当額に至るまでを、事業者が負担するものと理解してよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおり、別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「②維持管理及び運営業務のサービスの対価」のうち、当該事業年度の「ウ維持管理費」及び「エ運営費」に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用を負担するものとします。

事業契約書(案)に関する質問への回答

令和2年12月9日

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
6		○	37	12		76	3	(2)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	「本施設の引渡し後においては、当該費用のうち、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により填補されなかった費用～」とありますが、事業者が負担するのは、当該事業年度の「ウ維持管理費」及び「エ運営費」に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用に限られ、引き渡し済みの物件の損害(原状復帰費用含む)に関しては貴市のご負担になるとの理解でよろしいでしょうか。	前段: お見込みのとおり、費用負担の上限額については、事業契約書(案)に記載のとおり、別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「②維持管理及び運営業務のサービスの対価」のうち、当該事業年度の「ウ維持管理費」及び「エ運営費」に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用とします。 後段: 事業契約約款(案)第76条第3項第2号は、費用負担の上限額を定めたものであり、「対応策等の費用」の対象を定めたものではありません。なお、引渡し済み物件の損害(原状復帰費用含む)についても、「対応策等の費用」の対象に含まれます。
7		○	40	14		83	1			秘密保持	「入札説明書等に関する質問への回答(第1回)のNo.66Iにおいて、「秘密」とは一般的な「秘密情報」である旨ご回答頂きましたが、何かしらの定義がございませんと、いかなる情報が「秘密情報」に該当するかの基準が存在しないことになろうかと存じます。ですので、再度のお願いになり恐縮ですが、定義を追加頂きたく存じます。	原案のとおりとします。

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

令和2年12月9日

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	a)	項目等	質問内容	回答
1	1	43							不可抗力	『「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地すべり、落盤、地震その他自然災害又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他人為的な現象のうち、通常の見可能な範囲外のもの（入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。事業者が、善良な管理者の注意義務を尽くしても回避できない第三者による損害を含む。）であって、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。』との記載がありますが、新型コロナウイルス感染症(COVID-19等)については、不可抗力に該当するものと理解してよろしいでしょうか。	本事業に係る新型コロナウイルス感染症によるリスクについては、通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしても事業の設計・建設・維持管理・運営等に支障が生じると言える場合は、基本的に「不可抗力」によるものと考えております。
2	4	48							サービス対価の支払い方法	入札説明書等に関する第1回質問・回答の契約書別紙に関する質問への回答11で「原案の通り。消費税相当分の資金調達コストは予定価格に含む」との回答をいただきました。 金融機関とのやり取りで、この回答では「割賦原価に消費税が含まれていないため、金利変動リスクを排除できず融資は困難になる可能性がある」と言われました。 融資を可能にするため、①施設整備のサービス対価にかかる消費税相当分は、一時金支払いのタイミングで一括でお支払いいただく②施設整備の消費税相当分も割賦手数料の対象として割賦原価に含むと修正——のいずれかにしてもらえますか。	原案のとおりとします。消費税等に係る資金調達の方法は事業者の提案によるものであり、当該資金調達に係る金利変動リスクは事業者が負担することを想定しています。

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a	項目等	質問内容	回答
1	○		11	第1	6	(1)	②				土壌状況	貴市において実施する土壌汚染対策工事の範囲は、参考資料2に示されているNo.4-1、No.4-2、No.4-7、No.4-8、No.4-9及びNo.5-3、No.5-6であり、これ以外の箇所または、前述の箇所においても0.05m又は0.50m以深において土壌汚染が確認された場合は、貴市にて対応していただけたとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、令和2年2月に財務省が実施した土壌汚染調査の結果を踏まえ、当該箇所以外の事業予定地については、土壌汚染がないものと認識しています。
2	○		11	第1	6	(1)	②				土壌状況	資料6に示された既存樹木の位置が、参考資料2に示された土壌汚染箇所と重複していると思われる見受けられますが、この場合でも貴市において土壌汚染対策工事は実施するとの認識でよろしいでしょうか。また、土壌汚染対策工事を実施する場合においても、この箇所の伐根は実施しないのでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：本市の土壌汚染対策工事において伐根を行います。
3	○		11	第1	6	(1)	②				土壌状況	貴市が土壌汚染対策工事を実施した後、敷地はどのような形状(埋め戻しの有無等)となるのでしょうか。	埋め戻しを行い、更地とする予定です。
4	○		14	第1	6	(2)					表1給食実施回数	給食実施回数が増加すると記載されておりますが、積算するうえで何回分を見込めばよろしいのでしょうか。また初年度と最終年度の給食実施回数をお示しできますでしょうか	前段：小学校・中学校とも最大195回を想定しています。 後段：初年度は125回程度、最終年度は68回程度を想定しています。 なお、いずれも学校により実施回数が異なる場合があることにご留意ください。
5	○		19	第2	1	(1)	①		(シ)		アート	アートの設置箇所数や大きさを含めて規定はあるのでしょうか。	特段の規定はありません。事業者の提案を踏まえて、本市担当課との協議により決定します。
6	○		19	第2	1	(1)	①		(シ)		アート	アート作品は落札者決定基準の別紙2の加点審査の評価基準に記載がございませんが、アートは加点審査外の項目でしょうか。	「Ⅱ 設計業務に関する事項」のうち「(2)周辺環境・地球環境への配慮」などにおいて総合的に評価します。
7	○		20	第2	1	(1)	②	イ	(エ)		遮音	航空機騒音に対する、具体的な建物の遮音性能基準はありますでしょうか。	具体的な基準はありません。
8	○		22	第2	1	(1)	④			f h	内部仕上	調理エリアには、・・・天窓は設置しないこと。とありますが、適切に漏水対策を施した、天窓式(真上方向に開く)排煙窓(遮光型)の採用は問題ないでしょうか。	機械排煙を検討するなど、原則として天窓は設置しないこととしてください。ただし、やむを得ない場合には、本市と事業者の協議により決定します。
9	○		23	第2	1	(2)	②				環境保全・環境負荷低減	「ガスコージェネレーションシステムを導入し、停電時にも電力供給が出来るよう自立運転機能が付いたものとする」と記載がありますが、具体的に停電時にどこまでの電力供給を行えば宜しいでしょうか。	事業者の提案を踏まえて、本市と事業者の協議により決定します。
10	○		26	第2	1	(4)	①	ウ		f	情報通信設備	「市職員用事務室及び会議室において、インターネットの閲覧やLGWANの利用等が可能となるよう、必要となるLGWAN引込設備の設置、有線LANの導入、情報コンセントの整備、配管配線工事等を行うこと。」とありますが、LGWAN引込設備としての対応方法をご指示ください。	本市の庁内ネットワーク(=LGWAN)と接続するため、ビジネスイーサワイドの回線終端装置(ONU)を設置する部屋又は場所を設けるとともに、そこを起点としてパーソナルコンピュータ、サーバ、プリンタ及びIP電話を使用する又は使用する予定のある全部屋並びにオンラインタイムレコーダー設置場所までLANケーブルを敷設する対応をお願いします。また、ONUを設置する場所には、ONU本体及びL2スイッチ1台を設置できる棚等や電源タップを設置してください。要求水準書を修正します。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a	項目等	質問内容	回答
11	○		26	第2	1	(4)	①	オ		a	非常用発電機設備	「停電発生時や災害時に、市職員用事務室、防災用食料備蓄倉庫、配送車駐車場、トイレ等、必要な共用部が72時間稼働できるよう非常用自家発電設備を設置すること。」とありますが、共用部の可動設備として、空調換気設備等は部分的範囲の稼働と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	○		31	第2	3	(5)	②			abc	下水道	a 事業予定地の南側(下水道用地内)で公共下水道φ200~250(整備予定)に接続させること。 b 排水設備の計画については、本市下水道管理課と確認・調整すること。 c 汚水の接続先の公共下水道φ200~250(整備予定)については、本市下水道工務課と確認・調整すること。 とありますが、現時点での埋設計画図(埋設管の位置・深さが分かる資料)および整備予定表(予定工程表)をご提示いただけますでしょうか。	現時点での埋設計画図及び整備予定表はご提示できません。落札事業者の決定後、本市下水道工務課と確認・調整してください。
13	○		32	第2	2	(1)					本施設	最大8,500食(2献立)とございますが、献立区分【例:A献立4,500食は中学校、B献立4,000食は小学校】と検討してよろしいでしょうか。ご教示ねがいます。	お見込みのとおり、中学校献立:4,500食、小学校献立:4,000食を想定してください。
14	○		33	第2	2	(1)	①	イ			回収室	「回収室」とありますが、スペースの有効活用のため、回収室と洗浄室の間を区画する壁・扉等は設けない計画として宜しいでしょうか。尚、ドックシェルターにより外部からの虫、砂塵を防止できる構造とします。	お見込みのとおりです。
15	○		34	第2	2	(1)	②	ア		h	調理エリア	和え物のボイルに使用する調理機器は、何を想定されているか(例えば、蒸気釜、あるいは、スチームコンベクションオープン等)ご教示ください。	主に蒸気釜を想定していますが、事業者の提案によるものとします。
16	○		34	第2	2	(1)	②	ア		h	和え物ボイル	和え物の食材ボイル用の機器は何を想定されておりますか。	要求水準書に関する質問への回答No.15をご参照ください。
17	○		37	第2	2	(1)	④	カ		c	防災用食料備蓄倉庫	55枚のパレット(1100×1100)及びハンドパレットトラックの記載が削除されましたが、アルファ化米の納品形状(段ボール箱等のサイズ)が変わったのであれば御指示下さい。	アルファ化米の納品形状は変更していません。
18	○		39	第2	2	(1)	⑦	ウ		b	配送車用駐車場	8/19の要求水準書(案)に関する質疑回答No.124で、「配送車用駐車場は、…災害時に協定事業者からの食料を一時保管することを考慮し、屋根及びシャッターを設置すること」に対し、『配送車用駐車場を必要に応じて屋内として使用する』という主旨のご回答がありました。災害時に食料の一時保管が十分に行えるスペースが確保できれば、全ての配送車用駐車場を屋内にしなくても宜しいでしょうか。	全ての配送車用駐車場を屋内(屋根及びシャッター設置)としてください。
19	○		39	第2	2	(1)	⑦	ウ		c	駐車場	車椅子利用者用駐車場には、屋根は不要という理解でよろしいでしょうか。	「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」等を踏まえて屋根を設置してください。なお、設置範囲等については、事業者の提案を踏まえて、本市と事業者の協議により決定します。

要求水準書に関する質問への回答

令和2年12月9日

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a	項目等	質問内容	回答
20	○		43	第2	2	(2)	②	イ			温度管理	「調理温度及び保管温度に異常がある場合には、事業者用事務室に異常が通知されるとともに市職員用事務室でも確認ができるシステム」とありますが、調理温度に異常があった場合は、運用により、再加熱等を行いますので、調理温度は記録のみでもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書を修正します。
21	○		43	第2	2	(2)	②	イ		a	温度管理システム	調理エリア各諸室の温湿度を監視及び記録できる温度管理システムを設置とあります。調理エリアには資料11に主な諸室が記載されていますが、全ての各諸室に温度管理システムが必要でしょうか。特に荷受室、器具洗浄庫、残滓処理室、廃棄物庫、油庫・廃油庫にも必要でしょうか。それとも事業者の提案でよろしいでしょうか。	調理エリアの全ての諸室に温度管理システムを設置してください。
22	○		53	第3	3	(5)	①			d	建設工事	11月10日の質問回答 No.58にて「航空法による高さ制限下での施工および工期遵守が困難」という旨の質問に対して「工期及び事業費は事業契約書(案)のとおりとしたうえで、高さ制限の範囲内で建設工事を進めてください。」とのご回答であったため、再度、検討しましたが、やはり通常どおりの施工は困難との認識です。入札説明書等に記載の工期遵守及び事業費内での事業実施は困難が想定されますので、再度、見直しのご検討をお願いいたします。	事業費については、原案のとおりとします。工期については、着工を「本市の事業予定地の取得日(令和4年5月頃を予定)以降」、施設引渡し日を「令和5年7月21日以前で、事業者が提案した日」とします。入札説明書等を修正します。
23	○		53	第3	3	(5)	①			d	建設工事	令和2年11月10日立川市新学校給食共同調理場整備運営事業入札説明書等に関する質問への回答要求水準書に関する質問への回答No.58において、高さ制限の範囲内で建設工事を進めるとありますが、今後の協議において、夜間作業など条件付きで鉄骨建方、機械設備の楊重における施工制限が緩和されることがないのでしょうか。	航空法に基づく高さ制限の範囲内での工事が必要となります。なお、落札事業者の決定後、工期や工事計画等について、本市及び落札事業者から陸上自衛隊立川駐屯地への説明等を行う予定です。
24	○		53	第3	3	(5)	①			d	建設工事	令和2年11月10日立川市新学校給食共同調理場整備運営事業入札説明書等に関する質問への回答要求水準書に関する質問への回答No.58にて、「高さ制限の範囲内で建設工事を進める」と回答ありましたが、本計画地西側の既存給食調理場の建設時に東側2階建て部分の施工が厳しかったと考えますが、陸上自衛隊との協議による緩和措置がなく、施工したと考えて宜しいでしょうか。	現調理場は、立川飛行場の航空法に係る物件の高さ制限区域のうち「転移表面」の下に位置しており、現調理場のPFI事業者において、関係機関との確認等を行いながら、法令等に基づき施工しています。
25	○		53	第3	3	(5)	①			d	建設工事	令和2年11月10日立川市新学校給食共同調理場整備運営事業入札説明書等に関する質問への回答要求水準書に関する質問への回答No.58にて、「高さ制限の範囲内で建設工事を進める」と回答ありましたが、本計画地は離発着部分での高さ制限のため、隣接敷地での高さ制限緩和は適用できず、全作業において24時間、365日超過してはならないという条件と解釈して宜しいでしょうか。	お見込みのとおり、事業予定地は立川飛行場の航空法に係る物件の高さ制限区域のうち「進入表面」及び「転移表面」の下に位置しています。
26	○		53	第3	3	(5)	①			d	建設工事	令和2年11月10日立川市新学校給食共同調理場整備運営事業入札説明書等に関する質問への回答要求水準書に関する質問への回答No.58にて、「高さ制限範囲内で建設工事を進める」と回答ありましたが、施工、維持管理時を含めて屋上作業時に作業員の体の一部でも超過しない様、建物設計高さの設定、施工方法に配慮すると解釈して宜しいでしょうか。	一時的な作業員が制限対象となるとは聞いていませんが、立川飛行場の航空法に係る物件の高さ制限の範囲内で本事業を実施してください。
27	○		53	第3	3	(5)	①			d	建設工事	「立川飛行場の航空法に係る物件の高さ制限に留意し、適宜、陸上自衛隊と協議を行い」とありますが、現時点において、陸上自衛隊に接触し相談しても良いでしょうか。または本件ご担当部署を貴市よりご紹介いただくことは可能でしょうか。	本市が事業者による陸上自衛隊立川駐屯地への連絡等を妨げるものではありません。

要求水準書に関する質問への回答

令和2年12月9日

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a	項目等	質問内容	回答
28	○		53	第3	3	(5)	①			d	建設工事	「いわゆるノータム申請を行うことはできない」とあり、たとえ施設の高さを制限内に収められたとしても、建設工事における重機使用では大変厳しい制限であることが容易に推察できますが、その制限を超えた場合、どのような指摘を受けるのか、また、市としてのペナルティ等についてご教示下さい。	前段：陸上自衛隊立川駐屯地において、建設工事中に高さ制限を超える物件（重機等を含む）を確認した場合には、速やかに当該物件を除去することを求めると聞いています。詳細は、陸上自衛隊立川駐屯地（042-524-9321）へご確認ください。 後段：本市としては、発注者の責務として、高さ制限の範囲内での工事等を求めるとともに、必要に応じて、入札説明書等の規定に基づき対応します。
29	○		54 55	第3	3	(5)	⑤⑥				設置業務	調理エリアで使用する調理備品類(例:バスケット、ざる、柄杓、スパテラ等)は『⑤什器・備品などの調達及び設置業務』もしくは『⑥食器・食缶等の調達業務』のどちらの調達業務範囲となりますか。	什器・備品等の調達及び設置業務に含むことを想定していますが、運営業務（開業準備業務）として調達することも可能です。
30	○		78	第5	3						検収補助業務	前回の質疑回答No.71において、豆腐の荷姿は「コンテナ(プラスチック容器)にビニールを入れて水を浸した状態」での納品とございましたが、荷受後、納品時の水をきってセンターでの処理工程に移ると想定してよろしいでしょうか？荷受後の水切り有無を確認したく、ご教示ねがいます。	お見込みのとおりです。荷受後に水切りをしてください。
31	○		81	第5	4	(9)					(9)食物アレルギー対応食調理	「小麦が主原料のパン・麺類が主食の場合に限り、代替食としてご飯(白飯)を提供する」と変更されておりますが、その他の小麦を使用する料理については対応をしなくても良いのでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	○		82	第5	5						給食配送・食器等回収業務	「配送校への配送・回収計画を作成し」とあります。何台で配送・回収し、何号車はどのルートを走行する、各校への到着時刻などを記載した「配送・回収計画表」(仮称)は、様式F-4が2枚しかない中に載せる必要がありますか。あるいは別紙(添付)としてもよろしいでしょうか。	配送・回収計画表は、別紙とすることも可能です。ただし、別紙はA3版1枚以内としてください。
33	○		85	第5	6	(2)	⑦			b	コンテナの回収	入札説明書等に関する質問への回答(令和2年11月)の要求水準書に関する質問への回答No.74において、「搬出した牛乳パックは市の委託業者が回収する」と回答されておりますが、未開封の牛乳パックはそのまま貴市委託業者が回収するというのでしょうか。	小学校では、未開封の牛乳パックは配膳員が開封し、飲み残しと同様に食缶に入れることを想定しています。中学校では、本市の委託事業者が未開封のまま回収することを想定しています。詳細な運用方法については、本市と事業者の協議により決定します。
34	○		86	第5	6	(2)	⑦				牛乳パック	入札説明書等に関する第1回質問・回答の要求水準書に関する質問への回答74で、牛乳パックの回収について、現時点で市が想定する運用についてご回答をいただきました。これに関して再質問です。「①未開封の数を数えたうえで」とあります。未開封の牛乳パックの中身(牛乳)は配膳員が開封して②で回答いただいた飲み残しと同様に食缶に入れるのでしょうか。あるいは、未開封は開封しないのでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No.33をご参照ください。
35	○		86	第5	6	(2)	⑦				牛乳パック	前記質問に関連してお聞きします。児童・生徒は牛乳パックを開く(平らにする)のでしょうか。また、配膳員は、牛乳パックを水でゆすぐのでしょうか。	前段：空パックは児童・生徒が、折りたたむことを想定しています。 後段：現時点では想定していません。
36	○		86	第5	6	(3)					配膳業務	配膳員の白衣につきまして持ち帰っての洗濯や洗濯機の設置も不可のことですが、配送トラックでセンターに運ぶことなども不可との考えでよろしいのでしょうか。あくまで配送車は食器、食缶の専用の運搬車両という理解でよろしいのでしょうか	配送トラックで白衣を回収・配送することは可能です。衛生的な方法を提案してください。

要求水準書に関する質問への回答

令和2年12月9日

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a	項目等	質問内容	回答
37	○		87	第5	7	(2)				e	残滓処理	給食残滓の堆肥化等の再資源化につきまして、全量のご想定でしょうか。それとも、一部でもよろしいのでしょうか。	全量を想定していますが、事業者の提案を踏まえて、本市と事業者の協議により決定します。
38		10									新学校給食共同調理場の想定献立	予定献立表の食品検収表をご公表いただくことは可能でしょうか。	予定献立表の食品検収表はご用意していません。
39		10									予定献立表	予定献立表(小学校・中学校共に)に対する、食品検収表のご提示願います。	要求水準書に関する質問への回答No.38をご参照ください。
40		13									食器・食缶等リスト	令和2年9月3日修正版 質疑回答No.238に回答記載あるクラス数合計(271クラス)と添付資料13 食器・食缶等リスト(2枚目)の配膳器具類に記載ある各数量の算出根拠を教示願います。	各算出根拠は以下のとおりです。 ・基本数271:小学校136(114+特支2×3校(新設予定含む)+職員室8+予備8=136)+中学校131(107+特支2×3校+職員室9+予備9)+本施設職員等2(小1+中1)+試食会2(小1+中1) ・ミニトング等288:基本数271+小学校予備8+中学校予備9 ・パン挟み等559:基本数271×2+小学校予備8+中学校予備9 ・汁杓子830:基本数271×3+小学校予備8+中学校予備9
41		14									厨房機器リスト	要求水準書P46才『電解次亜水生成装置』の記載に対し、資料14厨房機器リスト1/7の記載では『電解次亜水生成装置』とあり、2/7記載では『微酸性電解水生成装置』の記載があります。使用用途別として2種の機器選定をするのか、もしくは食材洗浄消毒が行えれば同一機種を選定でも問題ないか教示願います。	食材に使用しても安全なものであれば、同一機種の選定でも問題ありません。
42		15									食品検収表	前回の質疑回答No.93では「ミートコロッケ」を冷凍、No.95では肉魚類について「冷凍食品は想定していない、とありますが、「加工済み冷凍食品」は想定有、との認識でよろしかったでしょうか？シーフードミックス等の冷凍食材のご使用はございませんでしょうか？また、No.95では現センターにおいて「流水解凍」をおこなっているとのことですが、該当する食品についてご教示ねがいます。(No.95には、魚肉ねり製品の表記がございますが、よろしかったでしょうか)	前段:コロッケ、ギョウザ等は想定しています。 中段:シーフードミックスは想定していません。なお、冷凍野菜は想定しています。 後段:魚肉ねり製品を想定しています。
43		16									手作り給食レシピ	【想定手作り給食の献立(例:ブルーベリーマフィン、ポテトオムレツ、ジャンボ餃子、グラタン、焼きカレーパン、かぼちゃのチーズケーキ)に記載されている紙カップ等のサイズをご提示下さい。	・ブルーベリーマフィン:紙マフィンカップ(大)150ml・φ60mm×H40mm、(小)75ml・φ50mm×H30mm ・ポテトオムレツ、ジャンボ餃子、グラタン、焼きカレーパン:紙カップ(小判型)220ml・122mm×65mm×H30mm ・かぼちゃのチーズケーキ:紙カップ(小判型)100ml・77mm×42mm×H30mm
44		29									配送校施設台帳	資料29 配送校施設台帳に記載のある各配送対象校の指定の出入口(門)への配送ルートは、当該記載のルートを通ることが必須になりますでしょうか。	指定の出入口までの配送ルートは、記載のルートが基本になると考えていますが、本市と事業者の協議により決定します。

要求水準書に関する質問への回答

令和2年12月9日

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
45		30									配膳業務の概要(想定例)	原則としては、担任の先生や給食主任の先生等への受け渡しではなく、本人へ直接受け渡すのでしょうか。	配膳方法については、事業者の提案を踏まえて、本市と事業者の協議により決定しますが、小学校では各階配膳室まで、中学校では指定場所までのコンテナの配膳(運搬)・下膳(回収)を想定しており、直接児童・生徒等に受け渡すことは想定していません。 なお、アレルギー対応食については、小学校では配膳車に載せたアレルギー対応食を直接又は担任から児童に受け渡すこと、中学校では、教室又は配膳室にてアレルギー対応食を直接生徒に受け渡すことを想定しています。
46												入札説明書等に関する質問への(令和2年11月)より、要求水準に関する質問への回答No.72アレルギー対応食の炊飯にて、炊飯のメニュー名に「うなたまごはん」とありますが、これは「うなぎ」と「卵」を使用した混ぜご飯との認識でよろしいでしょうか。また「うなぎ」と「たまご」の荷姿、調理レシピをご教示ください。	前段:お見込みのとおりです。 後段:別紙として「うな卵ごはん」の調理レシピを公表します。

献立カード		分類	米飯	献立名	うな卵ごはん	
食品名	可食量(g)	下処理		食品名	可食量(g)	下処理
米	65					
しょうゆ	5					
うなぎ(かば焼) 1cmカット	25					
しょうゆ	5	} (A)タレ				
みりん	5					
砂糖	1					
塩	0.05					
さやえんどう	7	3mm斜めせん切り 青茹で 真空冷却				
錦糸卵 (冷凍)	10	加熱後 別配缶				
鶏卵	15	} ※(炒り卵にして場ぜる場合もあり)				
塩	0.1					
こしょう	0.01					
油	0.5					
作り方						
① 米はしょうゆを入れて炊く。						
② (A)を合わせ、タレを作る。						
③ うなぎをコンベクションで焼く。						
④ ご飯に③のうなぎと②のタレ、さやえんどうを加え混ぜる。						
⑤ 冷凍の錦糸卵を加熱し、食缶に別配缶する。クラスでのせて食べる。 ※炒り卵を作って、④に合わせる場合もあります。						

様式集(入札参加資格審査)に関する質問への回答

令和2年12月9日

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
1	○			1.入札参加資格審査書類に関する提出書類	ファイルの表紙に「書類名」を表記するとありますが、具体的には何を書けばいいですか。「入札参加資格審査書類に関する提出書類」ですか、それとも「1.参加表明書」「2.入札参加資格審査に関する提出書類」ですか、それとも「参加表明書」「資格審査申請書」「設計業務を…」ですか。 また、ファイルの背表紙には何か表記したほうがよいですか。その場合は表紙と同じでしょうか。	前段:「入札参加資格審査に関する提出書類」と記載してください。 後段:事業名及び入札参加者名を記載してください。
2				1.入札参加資格審査書類に関する提出書類	会社概要書以下の綴じ方はどのようにすればいいですか。会社概要書(代表企業、構成企業…、協力企業…)、定款(同)、決算報告書(同)…ですか、それとも代表企業(会社概要書、定款、決算報告書…)、構成企業(同)…、協力企業(同)…ですか。	後者としてください。

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○					入札書類審査書類の構成	令和2年9月4日の要求水準に関する質疑回答No. 149にて、「パースの枚数は、2～3枚」とありますが、入札書類審査書類の構成3/3 様式J-7は2枚指定となっています。パースを3枚作成した際には、見やすい大きなパースを見ていただきたいため、様式J-7の枚数制限を2適宜としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、令和2年9月4日に公表した要求水準書に関する質問への回答No.149は、基本設計終了時に提出するイメージパースについての回答です。
2		G-2				資金収支計画表	必要に応じて、項目や事業年度を増やしてもよろしいでしょうか。	構いません。

基本協定書(案)に関する質問への回答

令和2年12月9日

No	本編	別記 様式 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		4	11	1		有効期間	入札説明書等に関する質問への回答(第1回)のNo.4~6において、基本協定の終期について原文を維持するとのことですが、「事業契約のすべてが終了した日」とは、具体的にどのような事象を指しているのかご回答頂けますでしょうか。	事業契約の終了については、事業契約約款(案)第9章をご参照ください。
2	○		4	12	2		談合などの不正行為に係る損害賠償	当初、基本協定書第12条の違約金は100分の10であり、事業契約書第68条の違約金は100分の10でした。第1回質疑NO57の回答で基本協定書と事業契約書の対応関係が明確となるよう、修正するとなった結果、基本協定書第12条で違約金は100分の30になっておりましたが、100分の20ではないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、基本協定書(案)における違約金の割合の修正は、第1回の質問回答にてご質問いただいた内容とは無関係の修正です。
3	○		5	12	2		談合等の不正行為に係る損害の賠償	修正版の事業契約書(案)にて、第68条第3項第6号が追加となりましたが、違約金の考えかたは、基本協定書第12条第2項の「30/100」を「20/100」に修正したうえで、以下のとおりの誤りでしょうか。 ①引渡し前の場合、「次項第1号ア及び基本協定書第12条第2項から第4項によるもの」であり、違約金は調査・設計費、建設工事費及び工事監理費の合計額(税込)の30/100相当額。 ②引渡し後の場合、「次項第2項ア及び基本協定書第12条第2項から第4項によるもの」であり、違約金は当該年度の維持管理・運営費(税込)の10/100相当額に加え、調査・設計費、建設工事費及び工事監理費の合計額(税込)の20/100相当額。	事業契約書(案)に関する質問への回答No.3をご参照ください。